

地域リハビリテーション推進部会運営要領

（部会の運営）

第1条 「長崎県地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱第8条」に基づき、「地域リハビリテーション推進部会」（以下、「推進部会」という）の運営に関しては、この運営要領の規定するところになる。

（部会長）

第2条 部会長は、推進部会の会務を総理し、推進部会を代表する。

（ワーキング）

第3条 推進部会に、次のワーキングを置く。

- （1）地域リハビリテーション推進ワーキング
 - （2）特別支援学校卒業後対策ワーキング
 - （3）補装具適正化ワーキング
 - （4）その他推進部会が必要と認めるワーキング
- 2 ワーキングには、委員の互選により座長をおく。
 - 3 ワーキングの要領は、別に定める。

（意見の聴取）

第4条 部会長及び座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員、その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（書面による議事）

第5条 座長は、やむ得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要等を記載した書面を推進部会又はワーキングの委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果を持って会議の議決に代えることができる。

（事務局）

第6条 推進部会及びワーキングの事務局を長崎県福祉保健部長寿社会課及び障害福祉課（こども・女性・障害者支援センター）におく。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、推進部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この要領は平成29年4月1日から施行する。